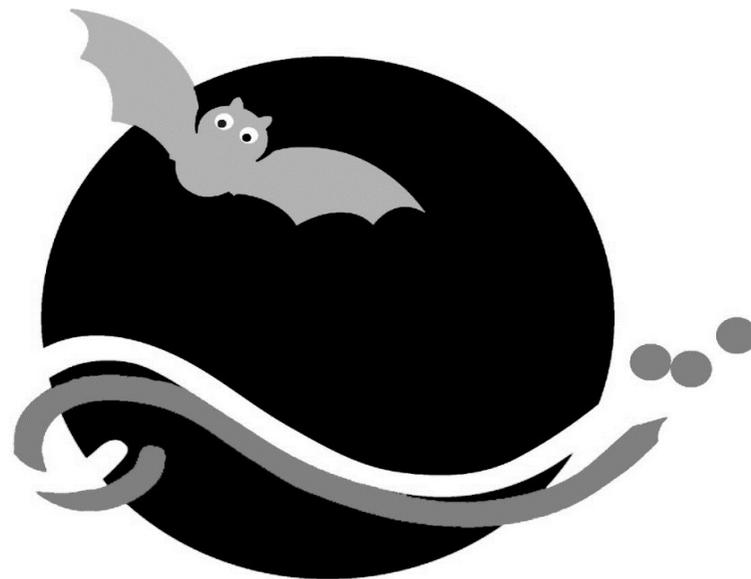


令和6(2024)年度柏崎市交通安全実施計画に基づく実施状況報告



**柏崎**

令和7(2025)年6月  
柏崎市

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 道路等の整備	(1) 交通事故多発区間の重点的な事故対策	事故危険箇所における事故抑止対策の実施 死傷事故が多発している区間・交差点・単路や、ビッグデータの活用等による潜在的な事故危険箇所について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故抑止対策を実施します。	交通事故防止対策のため、区画線工及び道路照明、防護柵の補修等を実施した。 その他、国、県、市による計画的な道路等整備(別表1のとおり)
	(2) 歩行者、自転車利用者の交通環境の整備	ア 歩行者のための交通環境の改善 関係機関と連携し、歩行者や居住者の交通の安全と快適性を重視した総合的対策を進め、交通環境の改善を図ります。	関係機関と連携し、歩行者や居住者の交通の安全と快適性を重視した。総合的対策を進め、交通環境の改善を図るため、防護柵の補修や路肩の拡幅を実施した。 (別表1のとおり)
		イ 歩行者、自転車の安全な通行の確保 歩行者、自転車利用者の通行の安全性を確保するため、横断歩道、路側帯、自転車歩道通行可、自転車横断帯の交通規制を実施するとともに、道路不正使用物件の排除等道路交通環境の整備を推進します。	歩行者、自転車利用者の通行の安全性を確保するため、横断歩道等の交通規制を実施するとともに、道路不正使用物件の排除等道路交通環境の整備を推進した。 また、歩行者の安全対策のため、隣接する車道に「速度落とせ」などの路面表示を実施した。 (別表1のとおり)
		ウ コミュニティゾーンの整備 通過交通の多い居住地区等には、速度規制、駐車禁止規制、一方通行規制等の交通規制と狭くクラック等の物理的施策を組み合わせたコミュニティゾーンの整備を推進し、生活の場における安全の確保に努めます。	通過交通の多い居住地区において、通行車両の減速を促すため、路面標示(ドットマークなど)による整備を実施した。 (別表1のとおり)
2 による交通安全施設等の推進整備	(1) 信号機、道路標識等の整備	ア 交通事故多発箇所等の信号機の整備 信号機の整備は、交通事故多発箇所、通園通学路等歩行者の多い箇所、道路新設・改良等に伴う交通量の増大により交通の危険が予想される箇所等を中心に、その効果を検討の上、計画的に進めます。  イ 信号制御機能の向上 信号機の改良は、交通流・量の増大している幹線道路を重点に信号機の系統化を推進するとともに、追突・出会い頭事故等多発している交差点における多元化及び感应化、閑散時における幹線道路の円滑化を図るため閑散時半感应化、閑散時押しボタン化などの信号制御機能の向上を図ります。	信号機 新設1(押しボタン) 廃止1(押しボタン) 横断歩道 変更1、新設1 一時停止 新設3、廃止8 その他規制 廃止11

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
		<p>ウ 交通弱者の交通安全確保 弱者感応信号、視覚障がい者用信号等の整備を推進し、障がい者、高齢者、子ども等交通弱者の交通安全確保を図ります。</p>	<p>視覚障がい者用信号等の整備を推進し、障がい者、高齢者、子ども等交通弱者の交通安全確保を図った。</p>
		<p>エ 見やすく分かりやすい道路標識の整備 道路標識は、見やすく、分かりやすくするため、道路標識等の設置及び管理に関する基準等に基づく道路標識の量的削減、視認性を高めるための対策を進めます。</p>	<p>道路標識は、見やすく、分かりやすくするため、道路標識等の設置及び管理に関する基準等に基づく道路標識の量的削減、視認性を高めるための対策を進めた。</p>
		<p>オ 適正な道路標示 道路標示は、交通の流れを安全かつ円滑に確保させる効果があるため、関係機関と連携を図りながら道路標示を適正に行い、整備に努めます。</p>	<p>関係機関と連携を図りながら道路標示を適正に行うとともに整備を実施した。</p>
	(2) 道路反射鏡(カーブミラー)の設置補修	<p>見通しの悪い交差点等において、接近する車両または歩行者を確認し、相互が注意喚起して交通事故を未然に防止するため、道路反射鏡(カーブミラー)の設置及び補修をします。</p>	<p>見通しの悪い交差点における道路反射鏡(カーブミラー)の設置及び補修を45か所実施した。</p>
	(3) 生活環境の保全・整備	<p>・住宅地域等において、歩行者等の安全確保と静穏な生活環境確保のため、5か年計画で「ゾーン30」の新たな施策を実施し、生活道路対策の整備を図るとともに、最高速度30km/hの区間規制、横断歩道、自転車横断帯、路側帯の設置、普通自転車通行可等の交通規制を推進します。 ・信号機の歩行者用灯器の新設・増設、視覚障がい者用付加装置の整備を図ります。 また、通学(園)路や生活道路で時間規制の実効性の向上を図るための各種施策を実施します。</p>	<p>・路側帯の確保のため、区画線の引き直しを実施した。(別表1のとおり)</p>
	(4) 通学路の点検	<p>・市教育委員会及び学校は、関係機関の協力を得て校区の通学路の総点検を行います。 ・道路事情、交通量から見た児童生徒等の危険度の実態を十分考慮し、最も安全性の高い道路を通学路に指定し、通学時における安全確保の徹底を図ります。</p>	<p>市教育委員会は、国・県・市道の道路管理者、警察、柏崎地区交通安全協会などの関係機関と連携し、協議及び「合同点検」等を行い現状の改善を図った。 ◇対策要望29か所、◇合同点検実施9か所、◇対策実施(予定を含む)20か所</p>
	(5) バリアフリーチェックシステムによる道路点検	<p>要望に応じるかたちで障がい者参加のもと道路交通環境の点検チェックを行い、行政と市民などが一体となった取組を通じて、交通安全の確保を目指します。</p>	<p>要望がなかったため実績なし</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
	(6) バリアフリーまちづくり事業の実施	障がい者や高齢者が数多く利用する公共の施設周辺を始めとして、誰もが快適・安全に移動できる、暮らしやすいまちづくりを推進するため、歩道の整備・改良を関係機関と連携して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等が歩道を安全に歩行できるようにするため、視覚障がい者誘導用ブロックの補修を実施した。</li> <li>・利用頻度の高い国道及び市道の横断歩道に、視覚障害者用(音声)付加装置を設置した。(別表1のとおり)</li> </ul>
	(7) その他の交通安全施設等の整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の道路で幅員狭小、線形不良により安全確保が困難な区間等においては、より安全性を確保できる道路の改良事業を計画的に実施します。</li> <li>・現国道8号に係る市内交通の混雑解消と安全性確保に向け、国道8号柏崎バイパス事業を計画的に実施します。</li> <li>・落石、法面崩落、雪崩等を防止するための道路防災施設の整備、橋梁の耐震強度補強を実施し、交通危険箇所の改良、安全で円滑な道路交通を確保します。</li> <li>・都市計画事業においては、既成市街地における現道拡幅や道路の新設により、道路交通の安全と円滑化を推進します。</li> <li>・市街地周辺及び農村地域の都市化の進展に伴い、通勤・通学・通園路・住宅密集地等生活道路として利用される道路について、用排水路等への転落事故を防止するための水路の暗渠化、フェンス、ガードレール及び防犯上のための街路灯等の整備、農道の安全施設の整備等を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の道路が幅員狭小、線形不良であった区間の安全性を確保するため、市道柏崎3-67号線ほか8路線の拡幅改良工事を実施した。</li> <li>・柏崎バイパスの未供用区間について、茨目地区において遺跡調査、道路改良工事を実施し、宝田地区においては市道横断BOX工事に着手した。また、現道拡幅区間の長崎から東原町間において用地測量を実施した。</li> <li>・農業用排水路に並行する通学路について、老朽化した転落防止柵の入替えを実施した。</li> </ul>
3 手段の確保・充実	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4(2022)年2月に策定した柏崎市地域公共交通計画に基づき、高齢者の方などの「生活の足」を確保するための施策を順次実施します。</li> <li>・令和5(2023)年11月24日から運行しているAI新交通「あいくる」について、更なる利便性を高める施策などを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者をはじめとした地域住民の移動手段の確保、利便性の向上を図るために運行するAI新交通「あいくる」について、今年度は令和7年1月末時点において、1日当たり100名を超える方から利用いただいております。また、次年度においては、4月に運行区域の拡大、その後も郊外型のあいくるの新規運行を予定しており、その準備を進めた。</li> </ul>
4 占用の適正化	同左	<p>道路における工事もしくは作業等の道路使用及び占用については、交通障害を極力抑制するため、工事業者に対し、交通安全の円滑を確保するよう指導するほか、パトロールを実施します。</p> <p>また、道路の占用許可に当たっては、道路管理者と占有者と調整するほか、道路管理者間での適正な調整を行い、道路交通の円滑な確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路使用許可 交通の安全と円滑を図るため、必要かつ道路使用者の利便を考慮し、そのために必要な諸条件を付して許可するとともに、その許可の実施状況を把握し、その適正化を図った。</li> <li>・道路交通上の障害、不法放置物件等の取締りに努める一方、不法な道路使用防止に努めた。</li> </ul>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
5 総合的な駐車対策の推進	きめ細かな駐車規制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。</li> <li>・交通事故防止と道路交通の円滑を確保するため、違法駐車の取締りと街頭広報による違法駐車防止を呼び掛けます。特に、通行の障害となる路上駐車等、迷惑性の高い駐車違反の防止については、積極的に取締りを行うとともに広報等で周知徹底に努めます。</li> </ul>	<p>交通事故防止と道路交通の円滑を確保するため、違法駐車の取締りと街頭広報による違法駐車防止を呼び掛けた。</p> <p>特に、通行の障害となる路上駐車等、迷惑性の高い駐車違反の防止については、積極的に取締りを行うとともに広報等で周知徹底に努めた。</p>
6 自転車利用環境の総合整備	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を整備します。</li> <li>・歩道及び自転車通行空間の確保 通学路等の歩行者の安全を確保する必要がある区間について、歩道等の整備を推進しつつ、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。</li> <li>・歩行者及び自転車の安全な通行のための交通規制の推進 交通実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、必要な交通規制を検討し、歩行者及び自転車の安全な通行を確保します。</li> </ul>	<p>歩行者の安全を確保するため、市道柏崎8-172号線の歩道新設工事を実施した。</p>
7 TDM(交通需要マネジメント)の推進	公共交通機関等の利用の促進	<p>ア 路線バス高齢者割引制度の試行実施の継続(一部変更) 高齢者の免許返納や交通事故防止に繋げるため、対象者をAI新交通「あいくる」の運行区域外に限定した試行実施を継続します。</p> <p>イ 路線の見直し、利便性の向上 ・路線バスの乗降調査の結果や地域要望、AI新交通「あいくる」とのすみ分けを踏まえた路線見直しについて、運行事業者と協議します。 ・鉄道については、事業者に対して利便性や快適性の維持・向上に向けた要望活動を継続的に実施します。</p> <p>ウ 公共交通機関利用の促進 ・郊外地域における公共交通は、AI新交通「あいくる」との接続、利用実態や地域ニーズに応じた改善、再編を検討します。 ・県内高速バスは、利便性の維持・向上を図るため新潟県及び沿線自治体との連携を継続します。 ・地域公共交通の利便性の維持・向上を図るため、柏崎市地域公共交通計画に基づき、様々な施策を実施します。</p>	<p>・路線バスの相次ぐ減便により、高齢者割引制度の効果が期待できない状況から、令和6年4月から見直しを行い、対象範囲を限定した。今後は「あいくる」の運行区域を拡げることで、高齢者にとっても移動が容易にできる環境整備を整えていく。</p> <p>・高校生の公共交通の利用促進に当たっては、以下の事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①バス回数券の割引販売(R6.10月～R7.2月)</li> <li>②あいくる高校生割引キャンペーン(R6.7月～8月)</li> <li>③市街地循環バスがさぐるま・ひまわりにおける高校生の登下校に合わせたダイヤ改正(R7.4月予定)</li> <li>④市街地循環バスがさぐるま・ひまわりにおける高校生・中学生の運賃区分「中人」の新設</li> </ol> <p>・西山町及び高柳町地区においては、地域内交通と各地区の温泉施設とタイアップした「スタンプカードキャンペーン」を昨年度に引き続き実施し、相乗効果が期待できる利用促進施策を実施した。</p> <p>・鉄道は、優等列車の維持、在来線と上越新幹線の接続性の維持、冬期間の安定的な輸送の確保などについて、国や鉄道事業者に対して要望活動を行った。また、信越本線等の利用促進事業などを多数実施した。(通学定期購入促進キャンペーン、企画列車など)</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況	
8 交通事故防止対策の推進	(1) 安全な交通環境確立の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体と連携し、自動車が安全かつ快適に通行できる交通環境を確立するため諸対策を総合的に推進します。</li> <li>・交通事故が多発する、または多発する恐れがある交差点、路線、区間等においては、信号機の新設、改良、交通規制の見直し、道路標識の高輝度化、路面標示の明確化等の推進に努めます。</li> <li>・二輪車が安全に通行できる交通環境を確保するため、駐車車両に対する指導取締りの強化、道路の不正使用物件の排除等を行い、二輪車の安全走行の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故が多発し、または多発する恐れがある交差点、路線、区間等においては、信号機の新設、改良、交通規制の見直し、道路標識の高輝度化、路面標示の明確化等の推進に努めた。</li> <li>・二輪車が安全に通行できる交通環境を確保するため、駐車車両に対する指導取締りの強化、道路の不正使用物件の排除等を行い、二輪車の安全走行の確保を図った。</li> </ul>	
	(2) 緊急事故防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通死亡事故等が発生した場合、関係機関と一体となって現場点検することによって、より具体的な交通事故防止対策(交通規制の見直し、交通安全施設の整備、道路改良や街頭指導活動、広報活動等)を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画線等の設置や引き直しを実施した。</li> <li>・交通事故多発交差点の停止線の引き直し等を実施した。</li> </ul>	
9 災害に備えた道路交通環境の整備	(1) 災害時の道路交通確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時には、救援活動や物資輸送等を行うことが出来るように、緊急輸送道路の通行を迅速に確保します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生なしのため、対応なし。</li> </ul>	
	(2) 災害時の道路安全確保のための安全設備・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時においても安全な道路交通を確保するため、停電に備えた信号機の電源付加装置の整備や交通情報を収集提供するための道路監視カメラ、交通情報板等の整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時においても安全な道路交通を確保するため、交通情報を収集提供するための道路監視カメラ、交通情報板等の整備を推進した。</li> </ul>	
	(3) 災害時の道路輸送の確保と的確な交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時において緊急交通路の確保が必要と認められるときは、被災地への車両流入抑制等を行い交通の混乱を防止するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく通行禁止等の交通規制を迅速、的確に実施します。</li> <li>また、交通情報板等により交通規制の広報を徹底し、迂回路への誘導を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生なしのため、対応なし。</li> <li>(※災害発生時には、県公安委員会と連携するとともに、防災行政無線等により交通規制の周知を図る。)</li> </ul>	
	(4) 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備・強化	ア 道路交通情報の収集・提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時においては、道路の被災状況や道路交通状況を迅速、的確に把握するため情報の収集・提供体制の強化を図り、あらゆる広報媒体を通じて道路交通や交通規制等に関する情報の提供を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生なしのため、対応なし。</li> </ul>
		イ 災害発生時の的確な情報収集・提供のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、応急復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供に資するため、光ファイバーネットワークを活用した道路管理情報の共有化を推進するとともに、情報通信技術(ICT)を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生なしのため、対応なし。</li> </ul>
ウ 道路管理者間の連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時においては、通行規制を行う事前の情報共有など、道路ネットワーク全体の被災や道路状況に関する適切な情報収集・提供を行うため、国、県、市等それぞれの道路管理者等は相互の情報連絡体制を確立します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風速30m/秒以上の風が見込まれた際に、国道8号を管理する国土交通省と交通規制に関する情報共有を2回行った。</li> </ul>		

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第1章 道路交通環境の整備

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
10 効果的な交通規制の推進	(1) 地域の交通実態等を踏まえた交通規制の推進	地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。	地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施した。
	(2) より合理的な交通規制の推進	ア 交通実態に合った速度規制の推進 速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めます。一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進します。	速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めた。
		イ きめ細かな駐車対策の推進 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。	駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制や廃止を推進した。
		ウ 横断実態等を踏まえた信号制御の推進 信号制御については、歩行者・自転車利用者の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等運用の改善を推進します。	信号制御については、歩行者・自転車利用者の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ信号表示の調整等運用の改善を推進した。
11 環境の他整備 道路交通	(1) 子どもの遊び場等の確保	児童の健全な遊び場の確保と併せて危険な路上の遊びを防止するため、地域関係者の理解を得て子どもの遊び場施設等整備事業補助金制度等の活用を図りながら整備を進めます。	児童に健全な遊び場を提供し、健康を増進するとともに、危険な路上遊びを防止するため、町内会等地域関係者が実施主体となって行う屋外遊び場の整備事業に対して補助し、児童の福祉向上を図った。 遊具等の整備: 19件
	(2) 冬期間における道路環境の整備	冬期の安全な道路交通を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図ります。 また、子どもや高齢者が安全に通行できるよう、冬期歩道空間の確保を図ります。	冬期の安全な道路交通を確保するため、適時適切な除雪や凍結剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図った。 また、子どもや高齢者が安全に通行できるよう、冬期歩道空間の確保を図った。 (別表1のとおり)

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(1) 交通安全運動の推進	<p>ア 各季における交通安全(交通事故防止)運動の取組 次の各季の交通安全運動等に合わせながら、「広報かしわざき」、市のホームページ、防災行政無線、柏崎コミュニティ放送、広報車等による広報、運動実施要領の周知、交通安全だより、チラシ等の配布を積極的に進め、市民各層への積極的な参加を呼び掛けます。また、関係機関・団体等で街頭立哨を行い、通行車両に対して交通安全意識の更なる向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各季の交通安全運動等</li> </ul> <p>春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、夏の交通事故防止運動、冬の交通事故防止運動、高齢者交通事故防止運動、横断歩行者を守る交通事故防止運動、交通安全家庭の日、自転車安全月間、その他(交通事故死ゼロを目指す日、交通死亡事故シャットアウト緊急対策等、交通事故の発生実態に応じた対策、コミュニティFMラジオを活用した広報)</p>	<p>各季の交通安全運動を中心に広報活動を実施し、交通事故防止に努めた。(運動期間は別表2のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区・安全運転管理事業所等へ「運動実施要綱」配布</li> <li>・各地区・安全運転管理事業所等へ「柏崎地区の交通事故」配布</li> <li>・各地区・安全運転管理事業所等へ「かしわざき交通事故マップ」配布</li> <li>・年4回各季の交通安全運動時に、(公財)柏崎地区交通安全協会から「柏崎地区交通安全だより」を全戸回覧</li> <li>・柏崎地区交通安全協会安全運転管理者部会から「ストップ・ザ・交通事故」を、約500の安全運転管理事業所等に毎月一斉メール等送信</li> <li>・各地区独自でチラシ作成配布</li> <li>・柏崎コミュニティ放送「FMピッカラ」を通じ交通事故発生状況などの情報提供</li> <li>・安全運転管理事業所等に一斉メール等による交通事故情報等の提供</li> <li>・広報車による広報(早朝・日中・夕方)及び街頭立哨</li> <li>・交通指導所開設：4月10日(水)、11日(木)、7月23日(火)、9月20日(金)等に各所で実施</li> <li>・地区の安協でも指導所を実施した。</li> <li>・地区役員、安全運転管理事業所等による街頭立哨、状況に応じて、垂れ幕・ステッカー・桃太郎旗・看板の掲出、チラシの配布</li> <li>・交通事故死ゼロを目指す日：4月10日(月)、9月30日(土)広報車による広報や立哨で呼び掛けを行った</li> <li>・えんま市街頭広報は、6月14日(金)に実施した。</li> </ul>
		<p>イ 「安全運転・チャレンジ100」への積極的な参加 県が実施するこのコンクールへの積極的な参加を呼び掛け、交通安全意識の高揚と安全運転の習慣付けを推進します。 運転免許保有者5人が1チームを編成し、9月23日(月)から12月31日(火)までの100日間、無事故・無違反を連携で競い合います。 目標：参加チーム330チーム 達成率：94%</p>	<p>チームのメンバーがお互いに安全運転を呼び掛け、県の事業である交通安全運転コンクール「安全運転・チャレンジ100」に参加し、無事故無違反を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期 日 9月23日(月)～12月31日(火)の100日間</li> <li>・内 容 地域・職場等のグループ5人で編成し、チーム単位で100日間無事故無違反を目指し、5人全員が達成した場合、抽選で表彰される。</li> <li>・参加チーム270チーム ・参加費 1チーム 1,000円(別表2のとおり)</li> </ul>
		<p>ウ 交通安全フェア 地域ぐるみで交通安全運動の推進を図るため、柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会が、「交通安全フェア」を実施します。また、「交通安全標語・川柳&amp;ポスターコンテスト」も引き続き実施します。 開催日：10月5日(土)午後 会場：刈羽村生涯学習センター「ラピカ」</p>	<p>交通安全思想の普及及び意識の高揚を図るため、柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会主催による「交通安全フェア2024」を昨年に続き開催した。</p> <p>開催日：11月26日(日) 会場：刈羽村生涯学習センターラピカ 内 容：「交通安全」標語・川柳&amp;ポスターコンテスト表彰式 交通安全漫談 中野小路たかまるさん 楽しく学ぼう交通安全！(ベルトカッチン体操他) 刈羽中学校吹奏楽部演奏 展示・特設コーナー</p>
		<p>エ 柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会との連携 広域的な交通安全対策を進めるため、関係機関・団体等の交通安全活動を効果的にかつ円滑に推進する柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会と連携し、交通安全対策の充実を図ります。</p>	<p>柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会と連携し、交通安全対策の充実を図った。</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
	<b>【拡充】</b> (2) 横断歩行者の安全確保	・信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。 また、歩行者に対しては、横断歩道を渡る時、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。 ・通年運動として「止まって！横断歩道キャンペーン」を実施する。	・信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進した。 ・通年「止まって！横断歩道キャンペーン」を実施し、安全運転管理事業所等にステッカーやのぼり旗を配布し、運転者に「横断歩道は歩行者優先」を再認識させた。また、歩行者に対して、運転者に横断する意思を伝える「渡るよサイン」について、交通安全だよりやチラシを通して周知した。 ・各事業所等へ「横断歩道止まります！」ステッカー約2,500枚を配布した。
	(3) 自転車安全利用の促進	・自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー向上のため、5月の「自転車安全月間」に、一時停止、安全確認等の場所、歩道通行時におけるルール・マナー、夜間における灯火の点灯・反射材の取り付け、さらに、ヘルメットの着用等、自転車の安全利用に関する広報啓発を強化します。 また、各地域・各学校で開催される住民や児童生徒を対象とした自転車安全教育では、交通指導員と連携し実技指導を含め、実践的な指導を行います。 ・道交法で令和5(2023)年4月1日から努力義務がされたヘルメットの着用について周知に引き続き努めます。	・自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー向上のため、広報啓発を強化した。 ・5月24日(金) 柏崎自転車軽自動車商組合、柏崎警察署、柏崎地区交通安全協会、市の4者が合同で、柏崎駅駐輪場前で自転車の街頭点検を行うとともに、ヘルメット着用の周知活動を行った。 ・5月26日(日) 柏崎潮風マラソンでヘルメット着用の周知活動を実施した。 ・18歳以下の市民に対し、ヘルメット購入費の補助事業を7月1日から開始し、168件の購入に対する補助を行った。
	(4) 自転車等駐車対策の推進	自転車利用者のマナー向上と放置自転車防止を呼び掛けると同時に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」、「柏崎市自転車等放置防止に関する条例」に基づき、JR柏崎駅周辺の放置禁止区域及び各駅駐輪場における放置自転車等の一掃と良好な都市機能の維持確保を図ります。 さらに、交通障害の排除のための啓発活動も実施します。	自転車利用者マナー向上と放置防止を呼び掛けるとともに、JR柏崎駅周辺の放置禁止区域及び各駅に設置されている駐輪場の放置自転車等の一掃と良好な都市機能の維持確保を図った。 (柏崎駅駐輪場の自転車処分台数18台)
	(5) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	各季の交通安全運動及び交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて、正しい着用とその必要性、効果及び使用方法について啓発を図ります。 また、市市民活動支援課(生活安全業務専門員)が考案し、チャイルドシートの着用徹底を目的として製作した「ベルトカッチン体操」を浸透させ、着用率の向上を図ります。	・チャイルドシートの使用を含め、シートベルトの着用効果と正しい着用、使用方法について各季の交通安全運動及び交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて着用の必要性と効果及び使用方法について啓発を図った。 ・交通安全協会でチャイルドシートの短期貸出しを行い、チャイルドシートによる乳幼児の安全確保と意識啓発を行った。 ・チャイルドシート実態調査を行い、送迎に来る保護者へチラシを配布し、注意喚起を行った。また、調査結果は各園に情報提供した。

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
	(6) 反射材の普及促進	<p>・夜間の交通事故を防止するためには、全年齢層にわたる歩行者や自転車利用者が反射材を活用して自らの視認性を高めることが必要です。本市においても高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、交通安全協会等、関係機関・団体と連携し、反射材用品の普及促進に取り組むほか、反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型教育により、反射材の自発的な活用の促進に取り組めます。</p> <p>・具体的には、夜間における歩行者が被害に遭う交通事故を防止するため、高齢者世帯訪問、各種講習会、交通安全協会のイベント等で夜光反射材の紹介や配布をします。</p>	<p>・夜間における歩行者が被害に遭う交通事故を防止するため、高齢者世帯訪問、各種講習会、交通安全協会のイベント等で夜光反射材の紹介や配布を行った。</p> <p>9月21日(土) 第二次成人式で反射材配布 10月～11月 安協女性部による高齢者宅訪問で反射材配布 10月～11月 コミセン祭り等で反射材販売・紹介 10月27日 秋の収穫祭りで反射材の販売・紹介 年間を通して、出前高齢者講習会で配布</p> <p>・新入学児童の登下校時の交通事故を防止するため、ドライバーから視認性の高いランドセルカバー(えちゴンと水球をモチーフにしたデザイン)を配布した。</p>
	(7) 夕暮れ前のライトの早めの点灯	<p>自動車運転者から歩行者・自転車が見えにくくなる夕暮れ時から夜間にかけて、歩行者・自転車・対向車などに自動車・自転車の存在を知らせるために、ライトの早めの点灯を周知します。</p> <p>また、企業等での各種講習会において、特に薄暮時間帯での早めのライト点灯を引き続き呼び掛けます。</p> <p>※薄暮時間帯とは、日没時刻の前後1時間をいいます。</p>	<p>自動車運転者から、歩行者・自転車が見えにくくなる夕暮れ時から夜間において、歩行者、自転車、対向車などに車や自転車の接近を知らせるため、ライトの早めの点灯について、各種講習会、交通安全運動の機会を捉えて周知徹底を図った。</p> <p>また、歩行者、自転車利用者に反射材の有効性について周知を図った。</p>
	(8) 飲酒運転の根絶	<p>・飲酒運転の危険性について理解を深めるため、飲酒運転による交通事故の実態等の周知に努めるほか、飲酒運転取締りを強化します。</p> <p>・飲酒運転防止の広報に当たっては、コミュニティFMラジオ、市ホームページ等の広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職域等と一体となった広報キャンペーンの実施について、関係機関・団体を通じて積極的に推進します。また、取組を更に進めるため、地域、職場等への飲酒運転の危険性や実態の広報啓発やハンドルキーパー運動の普及啓発等を行います。</p>	<p>・飲酒運転防止の広報に当たっては、コミュニティFMラジオ、市ホームページ等の広報媒体を活用するほか、家庭、学校、職域等と一体となった広報キャンペーンの実施について、関係機関・団体を通じて積極的に推進した。</p> <p>・各季の交通安全運動を中心として、飲酒運転の根絶を呼び掛けた。特に、12月5(木)には、市内約50の飲食店へ「飲酒運転根絶テッシュ」やポスターを配布し、飲酒運転根絶を呼び掛けた。</p>
	(9) 高齢者運転免許自主返納制度の周知	<p>高齢運転者による加害者事故は、今後、更に増加することが懸念されることから、高齢者が当事者となる事故を未然に防止することを目的として、高齢者の運転免許自主返納を促します。</p> <p>併せて、平成30(2018)年3月1日から代理人による返納が可能となったこと、また、平成30(2018)年12月1日から警察と地域包括支援センターが連携して運転免許証の自主返納に対して支援を開始したことなどを、広く周知し交通安全意識改革を図ります。</p>	<p>・高齢運転者による交通事故件数を減少させるため、運転免許自主返納制度の周知を図った。</p> <p>令和6(2024)年241名返納</p> <p>・運転免許証自主返納に伴い、警察から地域包括支援センターに情報提供があった45名の高齢者に対して相談支援を行った。</p>
	(10) 悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進	<p>講習会や交通安全運動の際に、妨害運転の危険性について理解を深めるため、事故実態・危険性等を広く周知し、違反の防止を図ります。</p> <p>また、運転中のスマートフォン及びカーナビゲーションの操作の危険性についても、具体的事例を挙げ周知に努めます。</p>	<p>各講習会、交通安全運動の機会を捉え、走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等画像注視の危険性について、広報啓発を行った。</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(1) 幼児に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のルールを理解させ、進んでルールを守りながら安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせることを目標に、保育園等、家庭、地域等と連携を図りながら計画的かつ継続的に行います。</li> <li>・保護者ぐるみの幼児交通安全教育を組織的、継続的に行うため、保育園等の施設を単位に結成されている幼児交通安全教育「トキちゃんクラブ」の活動促進(4/18(木)～5/31(金))を図ります。また、「飛び出し防止マーク」の張り替えについては、適宜行います。</li> <li>・視聴覚教材及び実技研修を通じて、将来の良き交通社会人を育成するための知識の習得に重点をおいた「知る教育」から、一歩進めて実践化を目指した「できる教育」への展開を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入園児等の交通安全意識向上のため、交通安全絵本を29園配布した。</li> <li>・幼児交通安全教育「トキちゃんクラブ」は、28園で実施した。</li> <li>・交通安全期間中において地域と連携し、のぼり旗を園舎門扉に取り付けた啓発活動や、雪道の安全な歩き方を保育士が園児を対象にクイズ形式で行った。また、散歩をしながら交通ルールを園児に学ばせる機会を設けた。</li> <li>・交通安全協会女性部による「飛び出し防止マーク」の設置</li> <li>・節分の豆まき行事に合わせた交通安全教室を2月3日(月)花ぞの幼稚園で開催した。</li> <li>・小学校入学後の通学に備えて、卒園児を対象とした交通安全教室を開催した。(別表3のとおり)</li> </ul>
	(2) 小学生に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生に対する交通安全教育は、安全な行動ができるような態度や能力を身に付けさせることをねらいとし、交通安全指導を行います。</li> <li>・低学年では、特に飛び出しや横断中の事故が多いことから、正しい道路の横断の仕方等、「歩行者の安全」を中心に効果的な指導を行います。</li> <li>・中・高学年では、自転車の安全な乗車方法と正しいマナーについて、実践的な指導を行います。</li> <li>・自転車乗車用ヘルメット着用についても呼びかけていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期始め、長期休業前、連休及び国、県の交通安全運動に合わせて、学校において交通安全指導を行った。</li> <li>・自転車や車の事故防止を図るため、注意喚起を行った。</li> <li>・7月5日(金)に鯨波小・米山小学校の2校合同で大型自動車の死角や内輪差などの理解を高めるとともに、道路にかかわる基本的な事柄を学ぶ「大型車交通安全教室」を実施した。</li> <li>・歩行教室、自転車教室の実施結果については別表3のとおり</li> </ul>
	(3) 中学生に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生に対する交通安全教育は、生徒の自発的・自治的活動を通じての安全指導に配慮します。特に、中学生の交通事故の約半分を占める自転車事故を防止するため、改訂された「自転車安全利用五則」を中心に実践的な指導を行います。</li> <li>・自転車乗車用ヘルメット着用についても呼びかけていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期始め、長期休業前、連休及び国、県の交通安全運動に合わせて、学校において交通安全指導を行った。</li> <li>・自転車・車の事故防止を図るため、指導・注意喚起を行った。</li> <li>・保健体育の授業で自転車の乗り方について指導した。</li> <li>・自転車教室の実施結果については別表3のとおり</li> </ul>
	(4) 高校生に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生に対する交通安全教育は、交通社会の一員として、社会的な責任を育て、自他の生命を尊重する態度を養うことをねらいとして、自転車の安全な利用方法と正しいマナーについて、生徒会活動等を中心に参加・体験・実践型の組織的な交通指導に努めます。</li> <li>・高等学校における交通安全講習は、主に自転車乗車中の交通事故防止を呼び掛ける講習を行います。</li> <li>・通学時のヘルメット着用の周知については、登校時の啓発活動等を継続して行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメット着用啓発運動を昨年に引き続き登校時にに行った。</li> <li>4月18日(木) 柏崎工業高校</li> <li>4月19日(金) 柏崎常盤高校</li> <li>5月10日(金) 柏崎翔洋中等学校</li> <li>5月16日(木) 産業大学附属高校</li> <li>・スケアードストレート自転車教室開催</li> <li>3月14日(金) 柏崎総合高校</li> <li>(別表4のとおり)</li> </ul>
	(5) 大学生に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生に対する交通安全教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び危険予想・回避の能力・交通マナーの向上を目標に、自動車・二輪車の利用等の実態に応じ、関係機関等と連携し、交通安全教育に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月5日(金) 新潟産業大学において、柏崎警察署が新入生に対して交通安全教育のための講話を行った。</li> </ul>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
	(6) 成人に対する交通安全教育	<p>・成人に対する交通安全教育は、事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行います。</p> <p>・自動車を使用する事業者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向け研修会等へ積極的に参加をさせ、事業者における自主的安全運転管理の活性化に努めます。</p> <p>また、自転車の利用者に対しても、事業所を通じて安全利用を呼び掛け、正しい交通ルールとマナーの啓発に努めます。</p>	<p>・安全運転管理事業所及び運行運転管理事業所に、各季交通安全運動の要綱や安全教育資料等を配布し、事業所内の交通安全教育及び交通安全意識の活性化に努めた。</p> <p>・毎月、安管通信を発行し、安全運転管理及び交通事故等の情報を提供し、交通安全知識を深めた。</p> <p>・隔月で集合型安全運転講習会を開催し、交通安全教育を行った。</p>
	(7) 社会教育における交通安全教育	<p>ア 図書館での視聴覚教材の貸出</p> <p>交通安全に関するDVD等の貸出を行うことで交通安全意識の高揚を図ります。</p>	交通安全に関するDVD、ビデオテープ及び16ミリフィルムの整備、貸出しを行うことで、交通安全意識の高揚を図った。(別表5のとおり)
		<p>イ 市民活動支援課での視聴覚教材の貸出</p> <p>チャイルドシート着用の徹底のための「ベルトカッチン体操」に関するDVD(映像)及びCD(歌)の貸出を行うことで、交通安全意識の高揚を図ります。</p>	交通指導員及び保育園に貸出した。
	(8) 高齢者に対する交通安全教育	<p>ア 高齢者交通事故防止運動を通じた意識啓発</p> <p>高齢者交通事故防止運動(10月1日(火)～10月31日(木))の実施に際し、高齢者の交通安全意識の啓発、高齢者保護意識の醸成(出前型・体験型交通安全教室の開催等)、高齢者に優しい道路環境の整備を運動の重点として推進します。</p>	高齢者交通事故防止運動10月1日(火)～10月31日(木)実施を踏まえて、高齢者の交通安全意識の啓発、高齢者保護意識の醸成、高齢者に優しい道路環境の整備を運動の重点として推進を図った。
		<p>イ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進</p> <p>参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全に必要な知識の普及、啓発に努め、その実践を図ります。</p> <p>・反射材効果実験教室</p> <p>・交通安全教室</p> <p>・出前型高齢者講習会</p> <p>高齢者世帯を訪問し、高齢者に対する交通安全の指導を行うとともに、家庭における交通安全に関する高齢者への配慮が一層促進されるよう家族の意識啓発を図ります。</p>	<p>・参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全に必要な知識の普及、啓発に努め、その実践を図った。</p> <p>・反射材効果実験教室の開催</p> <p>・交通安全教室の開催</p> <p>・高齢者向け体験型交通安全教室 6月3日(月)、10月7日(月)</p> <p>計42人参加</p> <p>会場:柏崎自動車学校</p> <p>・出前型高齢者講習会の開催(別表5のとおり)</p>
		<p>ウ 交通安全教育指導者による教育の推進</p> <p>「地域交通安全活動推進委員」(県公安委員会委嘱)による高齢者に対する交通安全思想の普及と交通安全教育の推進を図ります。</p> <p>「高齢者交通安全啓発推進委員」(警察署・交通安全協会連名委嘱)により、高齢者に対する地域内での声掛け、指導において、交通安全意識の高揚を図ります。</p>	高齢者交通安全啓発推進員の委嘱(警察署長・交通安全協会長連名)登録者数:78人(令和6(2024)年3月末現在、平成26(2014)年4月～)

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
		<p>エ 高齢運転者支援策の推進                      高齢運転者を中心に視力、聴力など身体的機能の低下などにより運転に不安が生じた場合、交通事故防止の観点から、運転免許証の自主返納制度について、地域等の交通安全講習会や地域包括支援センターで周知を図ります。                      高齢者運転標識(高齢者マーク)の積極的な普及・活用を図ります。</p>	<p>・柏崎市第二次成人式において、出席者270名に交通安全チラシや反射材を配布し、高齢者の交通安全意識の向上を図った。                      ・高齢者の交通事故防止のための講話や寸劇等をコミセンや町内会施設で16会場実施した。                      ・高齢者運転標識(高齢者マーク)の積極的な普及・活用を図った。                      ・安協女性部が、高齢者世帯宅訪問を行いオリジナルカレンダーや反射材を配布した。                      ・地域包括支援センターの相談時において、認知機能の低下等により運転に不安が見られた場合は、受診勧奨や自主返納制度を周知するなど、交通事故防止の働きかけを行った。</p>
		<p>オ 関係機関・団体との連携                      高齢者の総合的な交通事故防止対策として、柏崎警察署、市、公益財団法人柏崎地区交通安全協会等の関係機関・団体との連携により高齢者家庭訪問指導、参加・体験・実践型交通安全教育を効果的に推進し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。</p>	<p>・柏崎警察署交通課からの免許返納者の情報提供                      ・柏崎警察署交通課から免許返納された方で、地域包括支援センターへの相談を希望した場合、市を通じ地域包括支援センターへ情報提供を行った。                      令和6(2024)年度:情報提供件数 45件</p>
		<p>カ 高齢者による県民運動への参加                      県交通安全協会が実施する「いきいきクラブ・チャレンジ100」(65歳以上の高齢者5人一組になり、9月23日(月)から12月31日(火)までの100日間、無事故・無違反を目指す。)に参加し、市、公益財団法人柏崎地区交通安全協会、新潟県高齢者交通安全推進員、老人クラブ等との連携により、地域の特性を活かした交通安全教育を推進します。</p>	<p>新潟県警察本部・(公財)新潟県交通安全協会が実施する「いきいきクラブ・チャレンジ100」(65歳以上の高齢者5人を1チームとして、交通安全知識を有するリーダーの下、9月23日(月)から12月31日(火)まで無事故に挑戦する。)に、柏崎市、交通安全協会、老人クラブ連合会等が連携して参加した。(別表5のとおり)</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
3 効果的な交通安全教育の推進	(1) 交通安全教育の推進	交通安全に関する指導は、学級活動及び学校行事などを中心に、全ての教育活動全体を通じて行います。 また、学校の実態に即し、全教員が共通理解の基に推進する体制を確立し、家庭・地域や関係団体と連携を密にし、組織的、系統的な指導ができるよう年間指導計画を作成し、指導の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全に関する指導は、学級活動及び学校行事などを中心に、全ての教育活動を通じて行った。</li> <li>また、学校の実態に即し、全教員が共通理解の基に推進する体制を確立し、家庭・地域や関係団体と連携を密にし、組織的、系統的な指導ができるよう年間指導計画を作成し、指導の徹底を図った。</li> <li>・交通安全に関する指導は、学級活動及び学校行事などを中心に学校の教育活動の様々な場面で行った。</li> <li>・全教員が共通理解を図る場を設定し組織的、系統的な指導を推進した。安全教育の年間指導計画の中に交通安全教育を位置付け、指導を行った。</li> <li>・春の全国交通安全運動と新入学児童の交通事故防止についての指導</li> <li>・街頭、校門等での立哨指導</li> <li>・自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上の指導</li> <li>・ゴールデンウィーク前の交通安全指導</li> <li>・長期休業等における交通安全指導</li> <li>・以下の交通安全の指導項目をもとに小中学校で指導を行った。</li> <li>ア 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方</li> <li>イ 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方</li> <li>ウ 交通機関利用時の安全な行動</li> <li>エ 自転車の点検・整備と正しい乗り方</li> <li>オ 二輪車の特性の理解と安全な利用</li> <li>カ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方</li> <li>キ 交通法規の正しい理解と遵守</li> <li>ク 運転者の義務と責任についての理解</li> <li>ケ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する配慮</li> <li>コ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力</li> </ul>
	(2) 交通安全講習会・研修会の充実	(ア) 幼児交通安全教育指導者研修会 幼児教育の指導者を対象に、実技指導等を通して研修を行い、保育園等における交通安全教育の充実を図ります。 (イ) 交通指導員研修 歩行教室や自転車教室等の指導実技等各種講習会や研修会を通して資質の向上を図ります。	県で実施される高齢者交通安全講習会への参加を勧め、新しい推進員の養成及び認定者の再教育の機会をつくり、日頃の交通安全活動の充実を図った。
	(3) 教員に対する研修の参加促進	小・中・高等学校の教員対象の県主催による交通安全教育指導者研修会、自転車安全教育指導員認定講習への参加を促進し、指導者の資質の向上を図り、交通安全指導の充実に努めます。また、市教育センター講座に「学校安全講座」を設け実施し、教員の資質向上を図ります。	各種団体主催の交通安全教育研修会を紹介し参加した。市教育センター講座に「学校安全講座」を設け実施し、教員の資質向上を図った。

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## Ⅱ 道路交通の分野別施策

### 第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
	(1) 家庭における交通安全意識の高揚	<p>・各季の運動のほか、交通安全は家庭からをテーマに、県が昭和53(1978)年度に制定した毎月10日の「交通安全家庭の日」を更に普及推進するための広報周知を図ります。</p> <p>・家庭においては、交通安全の話し合いをするよう、年4回「交通安全家庭の日通信」と題した啓発チラシを管内の全小学校へ配布し、家庭における交通安全意識の高揚を図ります。</p> <p>また、交通安全講習会などを通じ「交通安全家庭の日」の周知を図るほか、交番・駐在所広報紙など広報媒体を通じ周知を図ります。</p>	<p>・柏崎地区交通安全協会では各地区協会、安全運転管理事業所の交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて、交通安全は家庭からをテーマに各交通安全運動はもとより、毎月10日の「交通安全家庭の日」に家族で話し合うよう習慣付けの啓発を図った。</p> <p>・「交通安全家庭の日通信」を作成し、市内全小学校を通じて年間4回配布した。</p> <p>・警察ではラジオを通じての広報や交番・駐在所の広報誌等での周知を行うなど、市、柏崎地区交通安全協会及び警察がそれぞれの立場で主体性を持ち連携を図りながら、三位一体で取り組んだ。</p>
4 地域社会における交通安全意識の高揚		<p>ア 交通安全指導の充実</p> <p>路面ペイント等(飛び出し防止足型・交差点マーク塗布)を配布し、地域ぐるみの交通事故防止を推進します。また、各地区の交通指導員をはじめ柏崎地区交通安全協会等の民間交通安全組織(地区安協)の活動と連携し、地域住民の交通事故防止を図ります。</p>	<p>・交通安全協会各地区の育成強化を行った。</p> <p>・子ども会、PTA、安全運転管理事業所等関係機関との連携の下、地域総ぐるみで、地域の交通安全活動の推進に当たり、交通事故防止に努めるように指導の充実を図った。</p>
		<p>イ 交通安全意識の高揚</p> <p>地区コミュニティ等で開設する学級・教室等において交通安全に係る学習内容を取り入れた社会教育活動等を実施するよう指導します。また、図書館及び交通安全協会で交通安全の視聴覚教材(DVD等)を備え、その教材の貸し出し利用を図り、交通安全意識の高揚を促進します。</p>	<p>交通安全協会各地区の活動は、免許所有者、老人クラブ、保育園児等に交通安全講習会を開催し、地域の交通安全意識の高揚を図った。</p>
	(2) 地域における交通安全指導の充実	<p>ウ 関係団体との連携</p> <p>子ども会、PTA等の社会教育団体や、青少年健全育成団体に対して、交通安全関係機関・団体と連携を図りながら、地域における実践活動を通じて交通安全思想が徹底されるよう指導します。</p>	<p>各交通安全運動における活動各交通安全運動には、各地区が地域住民と一体となり、交通安全桃太郎旗の掲出、地区独自の交通安全チラシの作成、交通指導所開設、街頭立哨、交通安全施設点検等の実施を行い、地域住民の交通事故防止を図った。</p>
		<p>エ 高齢者への交通安全指導の充実</p> <p>老人クラブ活動の場や高齢者施設における交通安全教育・指導の促進を出前型高齢者講習会等で図ります。</p>	<p>交通安全協会女性部で、高齢者宅や高齢者が集まる場所を訪問して、交通安全カレンダーや反射材を配布し、高齢者の交通安全指導を行った。</p>
		<p>オ 障がい者への交通安全指導の充実</p> <p>障がい者に対して、障害福祉サービス事業者等の協力を得ながら、要望に応じて、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全に必要な知識の普及、啓発に努め、交通安全指導の充実を図ります。</p>	<p>障害福祉サービス事業所で、利用者に対し交通安全指導を行った。</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第3章 安全運転の確保

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 運転者教育等の充実	(1) 運転者教育の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、運転者に実践的な充実した教育と指導強化を積極的に実施します。</li> <li>交通安全協会23地区、事業所、老人クラブ等を通じて講習会を積極的に実施します。</li> <li>免許更新講習における講習内容等の充実を図ります。</li> <li>原付車指導員による原付実技講習を充実し、効果的指導を実施します。</li> <li>高齢運転者に対する交通安全教育を推進し、適性診断を実施します。</li> <li>高齢者で運転免許を保有していない者に対する交通安全教育及び指導の強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、運転者に実践的な充実した教育と指導強化を図った。</li> <li>交通安全協会23地区組織、事業所、老人会等を通じて講習会を積極的に実施した。</li> <li>免許更新講習における講習内容等の充実を図った。</li> <li>原付車指導員による原付実技講習を充実し、効果的指導を実施した。</li> <li>高齢運転者に対する交通安全教育を推進し、適性診断を実施した。</li> <li>高齢者で運転免許を保有していない者に対する交通安全教育及び指導の強化を図った。</li> <li>10月28(月)安全運転管理事業所を対象としたドライビングスクールを実施した。(柏崎自動車学校 15人参加) (別表6のとおり)</li> </ul>
	(2) 安全速度の励行と定着化	<p>速度の出し過ぎが原因による重大な交通事故を防ぐため、交通事故発生状況を分析し、事故多発路線の速度取締りを行い、安全速度が保持されるよう、引き続き、広報・啓発活動、運転者教育及び街頭指導を推進し、安全速度の励行とその定着化を図ります。</p>	<p>各種広報媒体を利用した速度抑制のための広報を行った。</p>
	(3) 指定自動車教習所における教習の充実	<p>ア 教習水準の向上、運転技能の向上を図り、個人の能力に応じた初心運転者の育成を行う。 イ 教習環境の管理、整備 ウ 高齢者教育の充実 エ 地域の交通安全教育センターとしての活動推進 オ 免許取得者、各講習受講者に対して、妨害運転等の悪質性・危険運転の危険性についての教育・再教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教習水準の向上を図るため、月1回職員教養研修会を行った。</li> <li>教習生の学習意欲を向上させるための学習方法の検討を行った。</li> <li>高齢者講習の座学において、「柏崎地区における事故の特徴」「高齢者事故の特徴」を伝え、事故防止について講話を行った。</li> <li>企業安全運転講習、安全運転診断を16社140名に実施した。</li> <li>地域の自転車教室を行った。(小学5・6年生12名参加)</li> </ul>
	(4) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	<p>各季の交通安全運動及び交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて、正しい着用とその必要性、効果及び使用方法について啓発を図ります。また、市市民活動支援課(生活安全業務専門員)が考案し、チャイルドシートの着用徹底を目的として製作した「ベルトカッチン体操」を浸透させ、着用率の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チャイルドシートの使用を含め、シートベルトの着用効果と正しい着用、使用方法について各季の交通安全運動及び交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて啓発を図った。</li> <li>交通安全協会でチャイルドシートの短期貸出しを行い、チャイルドシートによる乳幼児の安全確保と意識啓発を行った。また、パパママセミナーでも、チャイルドシート利用促進のため啓発品を配布した。</li> </ul>
(1) 安全運転管理者教育の充実		<p>安全運転管理者の資質の向上と管理能力の活性化を図るため、講習内容の一層の充実を図ります。</p>	<p>安全運転管理者等法定講習会の受講促進し、安全運転管理者の資質の向上を図った。</p>

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

II 道路交通の分野別施策

第3章 安全運転の確保

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
2 事業者に対する安全運転管理の指導		<p>ア 自動車運送事業者等に対する指導監督の充実 労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な 監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。 また、関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。 特に、貨物自動車運送事業者については、新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。</p>	該当事項なし。
	(2) 自動車運送事業者等の行う運行管理の充実	<p>イ 飲酒運転・迷惑運転等の根絶 点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底により、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。 また、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話しながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」等の迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を行うよう事業者に対し指導を行う。 さらに、事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組を強化する。</p>	自動車運送事業者等に、運転者に対する指導を促す、飲酒運転の根絶や「ながら運転」「あおり運転」等の迷惑運転についての資料を配布した。
		<p>ウ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図る。</p>	取組みなし
3	(1) 交通労働災害の防止	<p>労働災害防止団体、事業者団体を通じ、交通危険マップ等を活用した適切な走行管理を始め「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ります。</p>	個別事業場に対する監督指導、労働災害防止団体や事業者団体が主催する研修会等の機会を通じて、広範囲に渡り交通危険マップ等を活用した適切な運行管理をはじめ「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を実施した。

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第3章 安全運転の確保

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
交通労働災害の防止	(2) リスクアセスメントの普及促進	作業に内在する危険性及び有害性を調査し、危険性等の低減措置を講ずること(リスクアセスメント)の指導により、交通労働災害を防止するための予防的手段(先取り型)の構築を促進します。	作業に内在する危険性及び有害性を調査し、危険性の低減措置を講ずること(リスクアセスメント)の指導を行い、交通労働災害を防止するための予防的手段(先取り型)の構築の促進を行った。
	(3) 自動車運転者の労働条件の適正化	自動車運転者を使用する事業所に対し「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の履行確保を主眼とする監督指導を実施し、休憩時間の確保・連続運転の禁止など自動車運転者の適正な労働条件を確保することにより過労運転の防止及び安全運転の確保を図ります。	令和6年4月改正の「36協定上限規制の全面適用」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に係る周知徹底を図るとともに、自動車運転者を使用する事業場に対し監督指導を実施し、適正な労働条件の確保を図った。
る4 情報 道路 の路 収交 集通 とに 提関 供す	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通に影響を及ぼす大雪、大雨、強風等の自然現象に対して、的確な監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速に取り得るよう適時適切な予報及び注意報・警報等の災害情報を、必要に応じて広報し、事故の防止・軽減に努めます。</li> <li>・国土交通省の国道8・116号の動画画像の配信を受け、災害時の交通情報の把握に努め必要な対策に活用します。</li> </ul>	<p>道路交通に影響を及ぼす大雪、大雨、強風等の自然現象に対して、的確な監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速に取り得るよう適時適切な予報及び注意報・警報等の災害情報を、必要に応じて広報し、事故の防止・軽減に努めた。</p> <p>国土交通省の国道8・116号の動画画像の配信を受け、災害時の交通情報の把握に努め必要な対策に活用した。</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第4章 車両の安全性の確保

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 車両の安全性の確保	(1) 自動車アセスメント情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として、自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報を、高齢者向け交通安全教室等にて定期的に提供することにより、より安全な自動車の普及拡大を促進します。</li> <li>・チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じてより安全なチャイルドシートの普及拡大を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として、自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報を、高齢者向け交通安全教室等にて定期的に提供した。</li> <li>・チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じてより安全なチャイルドシートの普及拡大を図った。</li> </ul>
	(2) 自動車点検整備の充実	ア 自動車の検査及び点検整備の推進 自動車使用者の保守管理意識を高揚し、検査及び点検整備の促進を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会と協力し「自動車点検整備推進運動」を展開し、広報活動の推進、マイカー点検や相談所を開設し、自動車使用者による保守管理の徹底を一層強力に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車使用者の保守点検管理意識を高揚し、検査及び点検整備の促進を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会と協力し、6月10日(月)、10月17日(木)にマイカー街頭点検を実施した。</li> </ul>
		イ 不正改造車の排除 暴走行為や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全確保及び公害の防止を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会等と協力して、国道8号などにおいて車両の街頭点検を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車使用者の保守点検管理意識を高揚し、検査及び点検整備の促進を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会と協力し、6月10日(月)、10月17日(木)にマイカー街頭点検を実施した。</li> </ul>
	(3) 自転車の安全性の確保	ア 安全整備体制の充実と安全意識の高揚 ・自転車の安全性を確保し、自転車事故防止を図るため、自転車利用者に対して定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成するとともに、交通安全教育及び広報活動等を通じて、TSマーク保険制度(自転車の点検整備に付帯されている保険による被害者の救済制度)の普及を図り、自転車利用者の安全意識の高揚を図ります。さらに、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を図るため、ライトの点灯の他、反射材(後部・側面部)の普及・促進を図ります。 ・特に通学で自転車利用の機会が多い中学・高校生対象の交通安全教育において、同保険制度の広報に努め今後の保険加入の普及、促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の安全性を確保し、自転車事故防止を図るため、自転車利用者に対して定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成するとともに、交通安全教育及び広報活動等を通じて、TSマーク保険制度(自転車の点検整備に付帯されている保険による被害者の救済制度)の普及を図り、自転車利用者の安全意識の高揚を図った。</li> <li>・夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を図るため、ライトの点灯の他、反射材(後部・側面部)の普及・促進を図った。</li> <li>・通学で自転車利用の機会が多い中学・高校生対象の交通安全教育において、同保険制度の広報に努め今後の保険加入の普及、促進を図った。</li> </ul>
	イ 自転車の点検整備の推進 ・自転車商組合と連携した街頭点検を行い、自転車の適正な整備点検を周知させ、あわせて改訂された「自転車安全利用五則」の広報啓発に努めます。 関係団体の協力を得て、学校や街頭等における点検指導による交通安全意識の高揚を図ります。 ・特に、児童・生徒、高齢者が利用する自転車を重点に点検整備を推進し、安全性の確保を図ります。 <<新・自転車安全利用五則>> 令和4(2022)年11月1日改正 ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月24日(金)、柏崎駅駐輪場前で街頭点検を実施した。</li> <li>自転車の適正な点検・整備、「自転車安全利用五則」の周知と自転車の交通事故防止を呼び掛けた。さらに、自転車のヘルメット着用の啓発活動も行った。</li> </ul>	

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第5章 道路交通秩序の維持

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 交通指導取締りの強化	(1) 交通指導取締りの強化	交通事故発生状況を分析し、事故発生路線、地域、時間帯を考慮したより効果的な交通指導取締りを展開する他、街頭活動を強化し交通事故の未然防止を推進します。	交通事故発生状況を分析し、事故発生路線、地域、時間帯を考慮したより効果的な交通指導取締りを展開する他、街頭活動を強化し交通事故の未然防止を推進した。
	(2) シートベルト・チャイルドシート着用の徹底	道路におけるシートベルト・チャイルドシート着用義務違反の取締りを推進し、交通事故発生の際、乗員の安全を最大限確保できるようにします。年間を通じての重点である「シートベルト・チャイルドシート着用の徹底」(県の重点)として、指導取締り、広報を実施し、着用率向上と正しい着用の徹底を図ります。また、幼児への交通教育の場の「トキちゃんクラブ」でチャイルドシートの必要性と正しい装着の仕方について周知するとともに、その後のチャイルドシート装着の検証のため、保育園等の巡回指導を行います。	・主要国道でのシートベルト・チャイルドシート着用義務違反の取締りを推進し、交通事故発生の際、乗員の安全を最大限確保できるように努めた。 ・8月26日(月)～9月30日(月)、保育園、幼稚園にてチャイルドシートの装着率を調査した。 チャイルドシート調査15園(装着率95.3%)※毎年1/2の園で実施
	(3) 暴走行為防止対策の強化	引き続き各種警察活動を通じ、市民の暴走族排除機運の醸成を図ります。	各種警察活動を通じ、市民の暴走族排除機運の醸成を図った。
	(4) 不正改造車の排除	暴走行為や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全確保及び公害の防止を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会等と協力して、国道8号などにおいて、車両の街頭点検を実施します。	新潟県自動車整備柏崎地域協議会等と協力して、一般道にて車両の街頭点検を実施するとともに、国道8号などにおいて、国土交通省等と車両の街頭点検を実施した。
2 駐車秩序の確立	(1) 総合的な駐車対策の推進	・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。 ・交通事故防止と道路交通の円滑を確保するため、違法駐車取締りと街頭広報による違法駐車防止を呼び掛けます。 特に、通行の障害となる路上駐車等、迷惑性の高い駐車違反の防止については、積極的に取締りを行うとともに広報等で周知徹底に努めます。	・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進した。 ・交通事故防止と道路交通の円滑を確保するため、違法駐車取締りと街頭広報による違法駐車防止を呼び掛けた。 特に、通行の障害となる路上駐車等、迷惑性の高い駐車違反の防止については、積極的に取締りを行うとともに広報等で周知徹底に努めた。

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第6章 救急・救助活動の充実

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 救急・救助体制の整備	(1) 救急・救助体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化する災害に対応するため、各資機材の取扱いに習熟し、知識・技術の向上に取り組むとともに、救急・救助の連携訓練を実施するなど連携体制の充実を図ります。</li> <li>・入電情報からドクターヘリ出場要請基準に準じドクターヘリを迅速要請する他、現場への医師搬送体制を強化するなど早期医療介入の体制をさらに構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急、救助の連携を図るため研修、訓練を実施した。また、新潟県の緊急消防援助隊への訓練に参加し、県内消防本部との顔の見える関係を構築した。</li> <li>・119番入電時にドクターヘリ要請基準キーワードに準じて、ドクターヘリを迅速要請し、早期の医療介入ができた。</li> <li>・Live119の導入により、現場の状況を映像で共有することが可能となり、通報者に対して的確な応急手当の指導を行える体制が構築された。7月1日から運用が開始され、災害等の利用は32件であった。</li> </ul>
	(2) 地域住民等に対する応急手当の普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回の応急手当講習会を定期開催します。受講者のニーズに応じた応急手当講習会を開催します。</li> <li>・事業所等からの依頼に基づき、応急手当普及員講習会を開催し普及員を養成します。</li> <li>・ホームページ及びSNSを活用して応急手当の普及啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回の一般公募による応急手当講習会をはじめ、各事業所からのニーズに応じて応急手当講習会を開催した。また、応急手当普及員(指導者)に資器材を貸し出し普及活動に取り組んだ。</li> <li>・依頼のあった事業所へ応急手当普及員講習を実施し、普及員の養成をした。</li> <li>・広報かしわざき及びホームページを活用し、応急手当の普及啓発ができた。</li> </ul>
2 救急医療体制の整備	同左	<p>夜間、休日及び土曜日において、柏崎総合医療センター、柏崎中央病院、国立病院機構新潟病院の三病院により、二次救急対応として実施している輪番制について、運営支援、救急医療機器整備支援を実施することにより、救急医療体制を整備し、機能の充実を図っていきます。</p>	<p>三病院(柏崎総合医療センター、柏崎中央病院、国立病院機構新潟病院)に対して、二次救急対応に必要な給与費及び救急医療機器整備費への支援を行った結果、平日夜間、土曜日及び休日における医療体制を維持することができ、重症患者への医療提供を可能とした。</p>

# 【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

## II 道路交通の分野別施策

### 第7章 被害者支援の充実と推進

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 業務の充実 交通事故相談	同左	複雑多様化する交通事故被害者等の救済や援護、損害賠償問題等の様々な相談に応じるため、市消費生活センターでの相談業務の充実を図ります。 あわせて、被害者等の相談窓口の選択肢が広がるよう、県交通事故相談所、(公財)日弁連交通事故相談センター等との連携を図ります。	消費生活センターにおける相談実績 1件
2 の加入促進 交通災害共済	同左	・市内に居住している方及びその家族と生計を一にしている家族で、県内外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。 ・見舞金の請求期間は、交通災害を受けた日から起算して1年以内であり、市民の交通事故災害について相互救済を行うため、新潟県交通災害共済の加入促進を図ります。	・加入状況(会費1人500円) 加入者27,570人 会費額13,785,000円 加入率35.9% ・見舞金給付状況 見舞金給付件数29件 給付総額4,780,000円 給付率34.7%
3 交通遺児等 対策の充実	同左	保護者が自動車等の交通事故により死亡又は障害の状態となったことにより、親権者、後見人その他の者が養育している遺児や自動車事故被害者で生活に困窮している人への支援制度の周知を図ります。 (公益財団法人新潟県交通遺児基金事業等)	・校長会・教頭会にて交通遺児への対応について確認を行った。 ・保護者が自動車等の交通事故により死亡または障害の状態となったことにより、親権者、後見人、その他の者に養育されている遺児や自動車事故被害者で生活に困窮している人への支援を図った。 ・公益財団法人新潟県交通遺児基金等が実施する交通遺児激励事業 ・独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所が実施する交通遺児等に対する生活資金貸与事業 ・重度後遺傷害者に対する後遺傷害保険(共済)金の一部立替貸付け ・介護料の支給等の制度の周知

【単年度計画】令和6(2024)年度 柏崎市交通安全実施計画 (報告)

Ⅲ 踏切道の安全についての施策

大項目	中項目	令和6(2024)年度実施計画	令和6(2024)年度実施状況
1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等	(1) 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進	踏切事故の防止を図るため、道路又は鉄道の新設、改良にあたっては、鉄道と道路の平面交差を避け立体交差を促進し、踏切事故の減少、交通の円滑化を図ります。	実施無し
	(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等	踏切保安装置については、踏切標識の整備、踏切修繕等の整備を図ります。 また、踏切道の実態に応じ、その幅員などを勘案しながら踏切保安設備の整備を図ります。 なお、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施します。	踏切の交通規制標識の補修を実施した。
2 その他踏切道を図るための交通の措置の安全及び円滑化	(1) 踏切道の除雪の徹底	冬期間の踏切道の交通安全対策を図るため、交通量の比較的少ない踏切道の道路管理者と一体となった交通規制強化を推進するとともに交通量の多い踏切道の早期除雪体制の強化を継続します。	・冬期間の踏切道の交通安全対策のため、規制強化に向け、早期に道路管理者へ説明、協議を行うよう努めた。 ・除雪体制の構築と巡回除雪強化の継続を昨年度同様に行った。
	(2) その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置	・踏切道での重大事故を未然に防ぐため交通指導取締りを実施するほか、JRと連携した広報啓発を行います。 ・踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、車両等踏切通行止時の一時停止義務違反等に対する指導・取締りを強化するとともに、冬期間の事故防止を図るため、早期除雪体制の強化、踏切融雪設備の不良箇所整備を行うなど、安全の確保に努めます。 また、踏切通行車の安全意識の向上及び、踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知を図るための措置を講じるなど安全確保に努め、広報活動を継続します。	・踏切道における重大事故を未然に防ぐため、踏切での交通指導取締りを実施した。 ・通学区域内に注意が必要な踏切道がある小中学校の交通安全教室では、踏切道の交通安全に特に重点を置いて指導を行った。

1 道路等の整備

(1) 交通事故多発区間の重点的な事故対策  
国(長岡国道事務所柏崎維持出張所)の事業

区分	路線名	地名	事業量
区画線	国道8号・116号	管内全域	53,312m

新潟県(柏崎地域振興局地域整備部)の事業

区分	路線名	地名	事業量
歩道	一般国道	353号	新道地内 用地測量 他
区画線	一般国道	353号 他	山口 他 75,950m
防護柵(更新)	一般県道	寺泊西山線	西山町下山田 53m

柏崎市の事業

区分	担当課	路線名	地名	事業量等
歩道	道路河川課	市道8-172号線	大字横山、大字枇杷島地内	160m
道路照明	道路維持課	市道2-3号線他	錦町地内他	14基
	道路河川課	市道8-172号線	大字横山、大字枇杷島地内	1基
区画線	道路維持課	市道22-1号線他	大字北条地内他	92,314m
	道路河川課	市道3-67号線他	比角二丁目地内他	3,338m
防護柵	道路維持課	市道16-1号線他	大字青海川地内他	583m
	道路河川課	市道7-89号線他	半田三丁目地内他	20m
デリネーター	道路河川課	市道8-172号線他	大字横山、大字枇杷島地内他	63本

(2) 歩行者、自転車道利用者の交通環境の整備

ア 歩行者のための交通環境の改善

区分	担当課	路線名	地名	事業量等
防護柵(歩道)	道路維持課	市道9-47号線他	茨目二丁目地内他	66m
路肩拡幅	道路維持課	市道9-266号線	半田二丁目地内	157m

イ 歩行者、自転車の安全な通行の確保

区分	担当課	路線名	地名	事業量等
路面表示(安全対策)	道路維持課	市道11-87号線他	藤元町地内他	234m

ウ コミュニティゾーンの整備

区分	担当課	路線名	地名	事業量等
路面標記(注意喚起)	道路維持課	市道11-2号線他	大字山本地内他	1,267m

2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(3) 生活環境の整備

区分	担当課	路線名	地名	事業量等
区画線	道路維持課	市道2-42号線	鏡町地内	20m ※ゾーン30内

(6) バリアフリーまちづくり事業の実施

路線名	地名	事業量	整備内容
一般国道8号(東柳田交差点)	柳田町地内		視覚障がい者用付加装置設置
一般国道252号	安田地内	46m	歩道改築(工事)
一般国道352号	松波地内		歩道拡幅(用地補償)
一般国道353号	下方地内		歩道拡幅(用地測量)
一般国道353号	横山地内	28m	歩道改築(工事)、橋台工他
市道柏崎2-2号線	駅前一丁目地内他	102m	視覚障がい者誘導用ブロック(補修)
市道2-9号線、2-10号線、2-81号線接続部(栄町交差点)	栄町地内		視覚障がい者用付加装置設置

11 その他の道路交通環境の整備

(2) 冬期間における道路環境の整備

区間	担当課	路線名	地名	事業量等
消雪パイプ井戸さく井	道路維持課	市道岡田荻ノ島線他	高柳町岡野町地内他	3か所
消雪パイプメインパイプ打換	道路維持課	市道8-9号線他	大字宮之窪地内他	567m(3か所)

## 別表 2

## 令和6年度実施状況報告

## 1 交通安全に関する普及啓発活動の推進

## ア 各季における交通安全(交通事故防止)運動の取組

種 別	運 動 名	期 間 等
全国の運動と実施期間	春の全国交通安全運動	4月6日(土)～4月15日(月)
		早朝街頭立哨、下校時街頭立哨(期間中) 街頭指導所 4月11日(木): 柏崎市元気館前
	秋の全国交通安全運動	9月21日(土)～9月30日(月)
		早朝街頭立哨(期間中) 街頭指導所 9月20日(金): 柏崎警察署前
県の運動と実施期間	夏の交通事故防止運動	7月22日(月)～7月31日(水)
		街頭指導所 7月23日(火): 西本町臨港道路
	冬の交通事故防止運動	12月11日(水)～12月20日(金)
		飲酒運転根絶啓発物品の飲食店への配布 12月5日(木)
	高齢者交通事故防止運動	10月1日(火)～10月31日(木) 高齢者体験型交通安全講習10月7日(月) 秋の収穫祭 10月27日(日)
	いきいきクラブ・チャレンジ100	9月23日(月)～12月31日(火)
	安全運転・チャレンジ100	9月23日(月)～12月31日(火)
	県民交通安全フェア ～交通安全県宣言記念行事～	7月16日(火): 新潟テルサ
	交通安全家庭の日	毎月10日
	自転車安全月間	5月1日(水)～5月31日(金) 自転車街頭点検 5月24日(金)

## イ 「安全運転・チャレンジ100」への積極的な参加

区 分	参加チーム	達成チーム	達成率	参加者
柏崎市	270	252	93.33%	1,350人
県全体	6,789	6,248	92.00%	33,942人

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児交通安全教育「トキちゃんクラブ」

実施箇所	参加人数			実施内容
	園児	保護者	合計	
28	1,233人	493人	1,726人	腹話術・大型絵本・ベルトカッチン体操等

節分に各園で行われる豆まき行事に併せた交通安全教室

実施箇所	参加園児	実施内容
1	73人	交通安全劇 横断実技指導

クリスマスに合わせた交通安全教室

実施箇所	参加園児	実施内容
1	19人	信号機の話 ベルトカッチン体操

卒園児を対象とした交通安全教室

実施箇所	参加卒園児	実施内容
30	469人	パネルシアター 模擬道路での実技指導

(2) 小学生に対する交通安全教育

歩行教室

実施箇所	参加人数			対 象
	児童	保護者	合計	
18	632人	42人	674人	1～2年生

自転車教室

実施箇所	参加人数			対 象
	児童	保護者	合計	
23	731人	117人	848人	1～6年生

(3) 中学生に対する交通安全教育

自転車教室

実施箇所	参加人数			対 象
	生徒	保護者	合計	
4	241人	0人	241人	1年生

(4) 高校生に対する交通安全教育

自転車教室

実施箇所	参加人数			対 象
	生徒	保護者	合計	
1	120人	5人	125人	1年生

## 別表 4

## 令和6年度実施状況報告

## 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

## (4) 高校生に対する交通安全教育

実施月	実施高校名	内 容	参加人数
4月	柏崎工業高等学校	職員による登校時の立哨指導	全生徒
		自転車ステッカー点検	対象生徒
6月	柏崎工業高等学校	職員による下校時の立哨指導	全生徒
7月		交通安全講話	2年生
		原付バイク実技講習会	10人
10月		職員による登校時の立哨指導	全生徒
4・9月	柏崎高等学校	職員による通学時の交通安全立哨指導	全生徒
7・8・12		生徒指導部職員による長期休業中における交通安全指導	全生徒
1・3月		通学時の交通安全指導	全生徒
4月		自転車総合保険等への斡旋	1年生
		自転車通学者への安全指導	全生徒
5月		交通安全講話	全生徒
4～12月		自転車ステッカー点検	対象生徒
通年		生徒送迎車両への指導	対象生徒並びに保護者
4月		柏崎常盤高等学校	生徒送迎車両への指導
4月・11月	職員による登校時の立哨安全指導		全生徒
5月・7月	自転車（ステッカー）点検及び駐輪指導		全生徒
9月	PTAと連携した登校指導		全生徒
7・12・3月	長期休業中の交通安全、免許取得の規則について、生徒指導だよりと全校集会で指導		全生徒
4・10月	柏崎総合高等学校	春・秋の交通安全指導（講話）	全生徒
6月		原付バイク実技講習会	対象生徒
7～9月		高校生交通事故・違反「ゼロ」運動	全生徒
4月		自転車（ステッカー）点検	対象生徒
5月		交通安全講話（柏崎警察署）	全生徒
4月	柏崎翔洋中等教育学校	自転車乗車についての安全指導（第1学年）	1学年
9月		登校安全指導（春の交通安全指導）	全生徒
		登校安全指導（秋の交通安全指導）	全生徒
通年		冬期間の交通安全指導（自転車安全指導含む）	全生徒
通年	自家用車での生徒送迎について保護者への注意・指導	全生徒	
毎月	新潟産業大学附属高等学校	職員による登校安全指導	全生徒
4月		自転車ステッカー点検、指導	全生徒
		自転車総合保険斡旋	
4, 1月		生徒送迎車両への指導	生徒及び保護者
11月		冬期間の交通安全指導	全生徒
12月		免許取得の規制についての指導	3年生
4, 8, 1月	職員による登下校指導	全生徒	

2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(7) 社会教育における交通安全教育

ア 図書館での視聴覚教材の貸出

区 分	利用点数
DVD等	4点

(8) 高齢者に対する交通安全教育

イ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

区 分	実施数	参加人数	実施内容
交通安全教室	18回	539人	講話（夕暮れ時の交通安全について）、反射材配布等

カ 高齢者による県民運動への参加

いきいきクラブ・チャレンジ100

期 間	9月23日(月)から12月31日(火)までの100日間		
対象者	1チーム5人(65歳以上)		
チーム数	348チーム		
参加人数	1,740人		
達成チーム	347チーム		
達成率	99.70%		

1 運転者教育等の充実

(1) 運転者教育の充実強化

講習受講人数

講習項目	開催回数	受講人数
免許更新時講習（優良）	随時	5,495人
免許更新時講習（一般）	51回	454人
原付実技講習	3回	61人
事業所安全運転講習会（集合型）	6回	160人

## 令和6(2024)年度柏崎市交通安全実施計画に基づく実施状況報告

令和7(2025)年6月発行: 柏崎市市民生活部市民活動支援課  
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号  
TEL 0257-23-5111 FAX 0257-22-5904